

学校の統・廃合に係る今後の方向性等について

阿久根市教育委員会

1 学校の統・廃合の基本的な考え方

(1) 基本理念

- ア 学校は子供たちの教育の場であり、子供たちが社会の中でよりよく生きていけるようにするためにあります。
- イ 将来を担う子供たちに、最良の教育条件を整えます。
- ウ 公教育における平等性を保障できる学校規模を維持します。

(2) 適正配置を進めるための基準

- 小学校
複式学級が2年以上続くことが想定される学校
- 中学校
6学級以下が2年以上続くことが想定される学校

2 学校の統・廃合の具体的な進め方等

(1) 基本的な進め方

- ア 統・廃合の対象としている学校については、学校によって保護者や地域住民の考え方や意見等が異なることから、個々の小・中学校の状況等に応じて進めることとする。
- イ 保護者・地域住民への説明・意見交換会を開催し、協議等を行いながら進めることとする。

(2) 新しい小・中学校の在り方

ア 小学校

- (ア) 阿久根小学校・大川小学校・西目小学校・山下小学校・鶴川内小学校・田代小学校・尾崎小学校の統・廃合について、個々の小学校の状況等に応じて進め、将来的に新しい小学校とすることとする。
- (イ) 新しい小学校については、阿久根小を活用し、長寿命化計画を基に改修等を行うこととする。

イ 中学校

- (ア) 阿久根中学校と鶴川内中学校を統・廃合し、新しい中学校とすることとする。
- (イ) 新しい中学校については、阿久根中を活用し、長寿命化計画を基に改修等を行うこととする。

(3) 主な留意点

- ア 統・廃合の目標とする年度については、その手続き等に2年間を要することから、その期間（2年）を含めたものとする。

また、統・廃合の目標とする年度の2年前に、保護者・地域住民の意見の取りまとめを行い、統・廃合で意見がまとまった学校については、その手続きを行うこととする。

- イ 意見の取りまとめを行う前までに、保護者・地域住民の意見が統・廃合でまとまった場合は、その手続きを行うこととする。

3 各学校の対応

(1) 小学校

- ア 大川小学校、西目小学校、山下小学校、鶴川内小学校
 - (ア) 新しい小学校（阿久根小学校）との統・廃合について、個々の小学校の状況等に応じて進めることとする。
 - (イ) 令和8年3月末までに、保護者・地域住民の意見の取りまとめを行い、統・廃合でまとまった場合は、令和10年4月に、新しい小学校（阿久根小学校）との統・廃合を行うこととする。
- イ 田代小学校、尾崎小学校
 - (イ) 現在休校しているが、令和7年3月末までに、保護者・地域住民の意見の取りまとめを行い、統・廃合でまとまった場合は、令和9年4月に、新しい小学校（阿久根小学校）との統・廃合を行うこととする。

(2) 中学校

- (イ) 鶴川内中学校
 - ・ 新しい中学校（阿久根中学校）との統・廃合を行うこととする。
 - ・ 令和7年3月末までに、保護者・地域住民の意見の取りまとめを行い、統・廃合でまとまった場合は、令和9年4月に新しい中学校（阿久根中学校）との統・廃合を行うこととする。
 - ・ 鶴川内中学校の統・廃合が決定するまでの間、折多小学校の児童については、阿久根中学校、鶴川内中学校、三笠中学校のいずれの中学校へも進学できることとする。
その際の送迎等は、保護者対応とする。

(3) 小中一貫教育の推進

- ア 折多小学校・脇本小学校・三笠中学校について、令和6年4月から、小中一貫教育を本格的に推進することとする。
- イ 他の小・中学校についても、小中一貫教育の導入を検討することとする。

4 その他

(1) 「阿久根市小規模校入学特別認可制度」（以下「特認校制度」）の在り方

- ア 現在「特認校制度」を導入している学校については、継続して制度を適用する。
- イ 統・廃合を実施した後は、存続する学校において「特認校制度」を適用する。

(2) 小規模校への就学希望

新しい小・中学校（阿久根小、阿久根中）での就学の不安、不登校等の困り感のある児童生徒については、「阿久根市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」に基づいて対応する。

(3) 通学の弾力化

- ア 統・廃合の対象としている学校の児童生徒については、引き続き、近隣の小学校、新しい小・中学校へ移行する予定の学校（阿久根小、阿久根中）への通学を認める。その際の送迎等は、保護者対応とする。

イ その場合、所定の様式により、原則として、毎年11月末までに在籍する学校へ届出を行う。

(4) 通学手段の確保

統・廃合の対象としている小規模の学校の児童生徒については、通学支援を行う。

(5) 特色ある教育の推進

学校の統・廃合によって生み出される維持管理費の一部を活用して、次のような手立てを講じ
教育活動等の一層の充実を図る。

- (ア) 少人数指導の一層の充実（各小・中学校への市雇用の職員の配置）
- (イ) 外国語教育の一層の充実（各小・中学校へのネイティブ英語講師の配置）
- (ウ) 特別支援教育の一層の充実（特別支援教育に係る免許状を有する教員の積極的配置）
- (エ) 不登校児童生徒への指導・支援の一層の充実（市自立支援教室の拡充等）
- (オ) 情報教育の一層の充実（I C T専門の外部講師等の配置）
- (カ) 小・中学校におけるキャリア教育の一層の充実
- (キ) 小中一貫教育の一層の充実

(6) 学校の統・廃合等後の学校施設の活用

ア　学校の統・廃合等後の学校施設については、学校の統・廃合等は子供たちへの教育の充実
を目的としていることから、統・廃合等により生み出される財源で前述の特色ある教育の推
進が可能になる点に鑑み、学校施設の活用については、原則として、新たに市の財政負担が
生じないようにすることとする。

イ　このことについては、保護者や地域住民の意見・要望等を聞くとともに協議していくこと
とする。